環　備　－　５　８　７
令和５年９月１４日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
会長　山岡　緑三郎　様

秋田県生活環境部長
（　公　印　省　略　）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を
改正する省令の施行について（通知）

廃棄物の適正処理の推進につきましては、日頃から御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和５年７月27日付け環循適発第2307271号及び環循規発第2307273号で環境省環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和５年環境省令第12号。）の施行日以降も引き続き、同時に二以上の申請書等を提出する場合に、共通する添付書類について、一の申請書等に当該書類を添付し、他の申請書等にはその旨を記載することで当該書類の添付を省略することができますので、貴会会員あて周知をお願いします。

なお、住民票の写しや地方税を滞納していないことを確認できる書類については、省略した場合、本籍地情報が申請書等に記載されている情報と相違無いかを行政機関で確認できないこと、申請書等の内容確認に時間を要すると考えられることから、当分の間添付を求めることとします。

《担当》
秋田県生活環境部環境整備課
調整・循環型社会推進チーム　横山
廃棄物対策チーム　古井
ＴＥＬ　018-860-1622,1624
ＦＡＸ　018-860-3835

環循適発第 2307271 号
環循規発第 2307273 号
令 和 5 年 7 月 27 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長　殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和５年環境省令第12号。以下「改正省令」という。）が、令和５年７月27日に公布され、同年９月16日から施行されることとなった。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第１　改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）では、産業廃棄物処理業の許可申請、変更許可及び変更届出並びに廃棄物処理施設の設置許可申請、変更許可及び変更届出等（以下「許可申請等」という。）の際に、第９条の２第６項、同条第９項等の例外を除き、規則に規定されている書類を全て添付しなければならないこととされている。今般、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化等が求められていることに鑑み、一定の場合は書類の添付を省略できることとし、行政手続の合理化に資する改正を行うものである。

なお、一般廃棄物処理業の許可申請、変更許可及び変更届出については、添付する書類が規則に規定されていないものの、本通知を踏まえて書類の添付を省略するなど、手続の合理化に努められたい。

第２　改正の内容

１　書類の添付省略規定を創設（規則第 21 条）

改正省令では、許可申請等において、同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができることとした（規則第21条第１項）。また、環境大臣又は都道府県知事は、本人確認情報（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）第 30 条の６第１項に規定する本人確認情報をいう。）を利用し、又は当該情報の提供を受ける方法その他の方法により、規則によって添付すべき書類の内容を確認することができるためその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができることとした（規則第 21 条第２項）。

２　書類の添付を省略できる事例とその書類

規則第21条第１項における書類の添付省略は、例えば、法人が同一の都道府県知事に対して産業廃棄物収集運搬業の新規許可と産業廃棄物処分業の新規許可を同時に申請する場合において、産業廃棄物収集運搬業許可の申請書には登記事項証明書等を添付し、産業廃棄物処分業許可の申請書には、添付を省略する書類の一覧表を提出すること等により当該書類の添付を省略する旨を記載して当該書類の添付を省略すること等が考えられる。

また、規則第21条第２項における書類の添付省略は、申請者が書類を添付する際に環境大臣又は都道府県知事が添付の必要がないと認める場合にこれを可能とするものであり、したがって、都道府県知事において添付の必要がないとは認められない場合には、申請者の意思にかかわらず、書類の添付を省略させないことも可能である。なお、省略の判断に当たっては、以下の具体例を参考とされたいが、省略することができる事例とその書類は以下に限られない。

＜書類の添付を省略することができる場合の具体例＞

①　本籍地情報に変更がないと認められる場合における住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用その他の手段により、個人や法人の役員等の住民票の写しにおいて確認すべき氏名・現住所の真正性等の内容を確認できるときは、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る。）（規則第３条第５項第 10 号等関係）の添付を省略することができる。

なお、令和４年地方分権改革に関する提案募集の結果を受け、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第 58 号。以下「第 13 次一括法」という。）第４条において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）における許可申請等のうち住民票の写しの添付を求める規則に関する事務を住基法別表に追加することとしたため、法令上は、第 13 次一括法を受けて改正される住基法が施行される令和５年９月 16 日から住基ネットを利用可能となる。住基ネットの利用に当たっては以下（参考）の地方公共団体情報システム機構のホームページを参照されたい。

② 産業廃棄物処理業者が許可の更新と同時に優良認定を申請する場合において、申請先の都道府県等が確認する内容に係る情報連携システムを構築していること等により、添付を必要とせずに住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。）、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税（以下「地方税」という。）を滞納していないことを確認できるときは、地方税を滞納していないことを確認できる書類（規則第９条の３第８号等関係）の添付を省略することができる。

（参考）
地方公共団体情報システム機構
https://www.j-lis.go.jp/about/service.html

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省令〕
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一二）　一

〔告示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務一九九）　二
○アメリカ合衆国産ネクタリンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の全部を改正する件（農林水産八八三）　三
○保安林の指定をする件（同八八四～八九五）　五
○駐車場法施行規則の規定により登録認証機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通八四〇）　六
○航路標識に関する件（海上保安庁三〇、三一）
○道路に関する件（九州地方整備局一一三、一一四）

〔人事異動〕
内閣　法務省　六

〔皇室事項〕　○

〔官庁報告〕
法務
公証人任免（法務省）　六
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　六

〔公告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分関係　六
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　七
会社その他
二九

## 省令

### ○環境省令第十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十八号）の施行に伴い、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十七日　環境大臣臨時代理　国務大臣　加藤　勝信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （提出書類の特例）<br>**第二十一条**　この省令の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。<br>2　前項に規定する場合のほか、環境大臣又は都道府県知事は、本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。）を利用し、又は当該情報の提供を受ける方法その他の方法によりこの省令の規定によつて添付すべき書類の内容を確認することができるためその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。 | （新規） |

**附　則**

この省令は、令和五年九月十六日から施行する。